

第13回法務本省等契約監視会議議事概要

開催日	平成25年6月18日（火）
開催場所	法務省大臣官房会計課会議室
出席委員	野村豊弘（学習院大学教授） 前田雅英（首都大学東京法科大学院教授） 柿原理一郎（フジテレビ報道局解説委員）
審議対象期間	平成24年8月～同25年3月
審議対象契約	一般競争契約 219件 随意契約 35件
重点審議案件	一般競争契約 5件 随意契約 3件
委員からの主な意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
意見具申等	今回審議した契約については、特に意見を付するものはなく、適正に処理されているものと思われる。
次回の会議開催等	平成25年10月（予定）

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
<p>1 「戸籍副本データ管理システムの設計・開発作業等 一式」 契約金額 34,650,000円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問) 低落札率となった理由は何か。</p>	<p>(回答) 本件落札業者においては、本件システムの構築に当たり、同社の既存システムを活用することで構築費用を抑えることができたことに加え、今度展開する本件システムへの参入等を鑑み、大幅に値引きした戦略的な価格で入札したものと考えられ、そのために落札率が低くなったものと思われる。</p>
<p>2 「GPS位置監視装置システム賃貸借一式」 契約金額 134,400,000円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問) GPS位置監視装置に関しては、色々な会社が製造しているが、なぜ2者しか応札しなかったのか。複数年かつ高額な契約であるため、応札状況を詳しく知りたい。また、当該者の技術運用面での評価基準はどのようなものか。</p>	<p>(回答) 本件においては、2者しか応札しなかったものの、入札説明書並びに仕様書等は18者が受け取りに来ている。また、本件においては、一般競争入札の総合評価落札方式を採用し、仕様書の要件を充足しているか等の項目を基礎点とし、加点部分として、端末の性能、障害発生時保守体制等を評価項目としている。</p>

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
<p>3 「平成24年度デジタルフォレンジック研修 一式」 契約金額 4,942,350円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問) 応札者の研修実績（研修内容）が知りたい。また、1者しか応札がなかった理由は何か。</p>	<p>(回答) 本件研修は、捜査に従事している検察庁職員を対象に、デジタルフォレンジックの基礎的な知識から応用に至るまでの技術を習得させるものである。 また、同社の研修実績については、民間企業に対し、セキュリティ強化を目指した企業研修の実績がある。 本件契約手続に係る公告期間、方法及び履行期間等はいずれも適正であり、また、研修に使用するソフトは市販されており特殊なものではなく、過去の同種の調達においては複数者が応札したが、今回は結果として一者応札となったものである。</p>
<p>4 「債権譲渡の対抗要件制度等に関する実務運用及び債権譲渡登記制度等の在り方についての調査研究業務 一式」 契約金額 6,317,325円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問) 本件調査研究業務は一者応札であるが、随意契約によるべきではなかったのか。一般競争入札はなじまないのではないか。</p>	<p>(回答) 本件の調達仕様書においては、民法に関する知識など一定の受託条件が課せられているものの、特定の者に限定しているものではないため、調達方法決定の際には、会計法に基づき、一般競争入札を実施したものである。</p>

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
<p>5 「国連アジア極東犯罪防止研修所梱包 発送業務 一式」 契約金額 2,535,903円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問) 本件契約は梱包発送業務という比較的 単純作業であると思われるが、なぜ1者 しか応札がなかったのか。</p> <p>6・7 「ICカード等消耗品」(2件) 契約金額 332,010,000円 契約金額 89,250,000円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問) 「消耗品」なのに、なぜ「供給可能な 者は契約者のみ」なのか。どのような機 能を有するカードなのか。 当初は一般競争入札が可能であったの に、「競争を許さない」として随意契約 となったのはなぜか。</p>	<p>(回答) 本件発送業務については、国際郵便 を専門とする業者が応札しやすい状況 ではあったものの、年間を通じての委 託業務ではないということ、発送数量 の規模が大きくなかったこと等から、 利益があまり見込めず、他の応札者が なかったものと考えられる。</p> <p>(回答) 本件ICカードは、在留カード等の 発行を行うためのものであり、高度な セキュリティ機能を有するICチップ を内蔵していることを始め、各種の偽 変造防止技術が使用されているもので ある。 そのため、初年度に一般競争入札で 受託業者を決定したものの、次年度以 降については、再び一般競争入札に付 した場合、初年度の受託業者が所有す る技術情報を流出させることになり、 また、偽変造対策技術が露呈すること により、治安対策の実施に重大な支障 をきたすことになるため、初回調達の</p>

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
<p>8 「検察総合情報管理システム用機器データ消去及び同機器撤去作業業務 一式」 契約金額 29,967,000円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問) 当初入札の際に、リース期間満了後にデータ消去の作業が必要であると見込まれたのであれば、別途調達するのではなく、当初の調達に盛り込むべきではないか。</p>	<p>契約業者以外を契約の相手方とすることはできず、随意契約としたものである。</p> <p>(回答) 当初、本件機器のリース契約の調達を行う際に、仕様の中にデータ消去・機器撤去を含めるか否かの検討を行ったが、本件システム用サーバ機器の増設等が見込まれ、データ消去費用等の積算が適正に見積もれなかったことから、データ消去等作業を盛り込まなかったものである。</p>